

精華町教育委員会議事録

平成29年（第7回）

1 開 会 平成29年7月25日(火) 午後2時30分
閉 会 平成29年7月25日(火) 午後3時30分

2 出席委員 太田教育長 中谷委員 松本委員
新司委員 岡島委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

岩崎教育部長 北澤総括指導主事
竹島学校教育課長 仲村生涯学習課長
山崎学校教育課主幹

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

教育長から第7回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から平成29年第6回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

・全員承認

(3) 教育長報告事項

中学校3学期制実施の準備状況について。3月の教育委員会において、中学校3学期制実施について決定いただいた。このことについては町の広報紙に掲載するとともに、町ホームページでも紹介している。また以前は2学期制推進委員会という名称で教務主任が集まり、毎年実施状況を検証してきたが、今回は学期制統合推進委員会に名称を改め、3学期制への移行に向けた諸準備等について検討を始めている。特に一番の課題となる2学期制の開始

時期をいつにするかという問題、そのため教育課程をどうするか等、様々な問題について検討を重ねてきたので、その詳細について総括指導主事から報告させていただく。

なお、今後のスケジュールについて、学期制をどうするかという事と、長期の休業、春、夏、冬休みの期間を定めた精華町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の改正が必要となる。諸課題がおおむね整理されてきたので、次回以降の教育委員会でこの規則改正を改めて提案申し上げ、審議いただく予定である。

(4) 事務局からの諸報告

総括指導主事 1 3学期制導入の経過と方向性について

まず、昨年度末からの経過であるが、3月16日に学期制のあり方懇談会から報告書が提出され、3月23日の第3回総合教育会議において合意されたという経過がある。それから3月29日の教育委員会で議決され、平成30年度から2学期制から3学期制に移行することが決定された。

4月12日の校長会議で3学期制の実施について報告をさせていただき、5月19日には、学期制統合推進委員会、教務主任会も実施し、様々な教育課程の編成について検討するよう依頼を行った。次回持ち寄りということで、それぞれ各学校に持ち帰って検討いただき、また、町PTAの総会でも、そういう動きがある事を教育長の挨拶の中でも言っている。

広報に関しては、華創6月号で町民へ周知させていただいているほか、6月6日付でホームページにも掲載している。また、各学校でも順次学校だよりに掲載し、お伝えしているところである。

7月13日には第2回目の教務主任会を行い、平成30年度の教育課程を持ち寄り、テストの時期や学校行事をどこで行うかなど、中学校同士の連携も必要だということで、情報共有、情報提供を行った。

夏休みの短縮についても、これまでは約18時間（約3日間）増加するとして2学期制を実施してきたが、3学期制に

戻すと18時間不足することもあり、仮定であるが夏休みを3日間短縮して実施するよう考えている。

夏休みを短縮するとなれば、関係規則の改正が必要となってくる。他市町村では宇治市、久御山町、八幡市は8月26日までが夏休みであり、城陽市が8月30日までである。京田辺市は空調設備が整備されていない為8月31日までである。空調が整備されている学校は27日から2学期がスタートというようなどころが多い。27日から31日までの5日間のうち、土日が入ったとしても最低3日は授業時数を確保できるという考え方で、最低3日間の授業時数を確保しようと考えたと、8月27日から2学期をスタートするのが良いのではないかと事務局では結論づけた。次回以降で関係規則の改正に持っていければと考えている。

総括指導主事 2 生徒指導報告について

(1) 小学校

6月の問題事象は1件。不登校は11名。5月と同じ人数となっている。

(2) 中学校

問題事象は2件。不登校は5月より1名増の17名。

総括指導主事 3 精華町教育委員会と京都府警察本部の間における児童生徒の健全育成に係る相互連携による協定について

平成21年7月に協定を結んでいたが、これまでの協定を廃止し、新たに協定を結ぶ方向で動いている。

この改正については、児童・生徒の非行及び犯罪被害の未然防止及び安全確保を図ることがこの制度の大きな目的であり、警察が学校に正確な情報を迅速に連絡し、緊密な連携をとりながら未然防止、早期対応、継続的な立ち直り支援を実施することを目的に、その達成に向けて取り組んでいく狙いである。

これまでも警察と連携を取り、学校にも連絡をいただいていた。旧制度では本人、親の同意がないと学校に連絡ができなかった為に学校は知らないまま終ることがあり、連絡でき

たものは約4割程度との事である。本人や親が学校には言わないで欲しいと言われた事は一切学校は知らないということがあり、学校も指導ができず、再犯率が上がっているという状況であった。今回の制度では警察から学校に入る情報は非常に増えると考えられ、それによって指導もでき、再犯率も抑えることができる。また、子どもたちへの支援もできることとなる。

この制度の課題として、収集した情報の管理については非常に慎重に対応しなければならない。警察、学校側の連絡の責任者を決め、データに残さない、文章で記録として残しておくことなど、詳細な部分についても対応していく予定である。また、当該生徒が卒業したりなど、特に情報が必要でなくなったときは、速やかに情報を処分するよう考えている。その情報をもとで本人が不利益になることの無いよう配慮はしているし、一切そういうことは無い。

全国的な状況として、京都府と警察も同じ協定を結んでいるが、47都道府県のうち45都道府県はこの協定を結んでいるが、残りの2県については本人同意、保護者同意が必要となっている。

また、校長会議でこの件について報告し、意見を求めたところ、特に中学校の校長からは是非とも指導のために生かしたいため警察が掴み取る情報は報告いただきたいとの事であった。小学校についても前向きな考え方の学校が多かった。

学校教育課長 1 中学校への空調設置工事について

6月27日の議会最終日に議決後本契約を結び、工期としては6月28日から12月27日までとしている。騒音の出る工事等については夏休み中に行いたく、3中学校にも協力を求め、3中学校と業者と教育委員会とで意思統一が図れたところである。

各学校に工事関係者の簡易的な事務所を設け、そこを拠点に各学校同時並行で進めていく予定である。拠点の事務所としては、精華中学校の給食センターの予定地へ現場事務所の

本体を置く予定をしている。

夏休み中にはクラブ活動、補習学習、学校行事などがあるが、各学校との日程調整は一定終え、支障のない範囲でできる限り夏休み中に工事進捗を図り9月以降については極力授業の支障とならないよう安全第一で進めていく予定をしているので、工事が進んできた際に一度どこかの時点で見学していただけたらと思っている。打合せの中ではこの工期の中で十分対応できることも確認したので、順調に工事ができる事を願っている。

生涯学習課長 1 子ども議会の実施について

7月28日の午後に実施予定であるが、この間学校の担任等との打ち合わせや、議場見学やリハーサルを行った。これは、子ども達の緊張を出来るだけ取り除いてあげようということがまず1点、もう1点は実際に現場を見ることによって、子どもたちに子ども議会へ向かう心構えを作って貰うためであり、非常に有意義であった。

傍聴については時間があればご覧いただけたらと思う。

生涯学習課長 2 青少年健全育成協議会の取り組みについて

青少年健全育成協議会として取り組んでいる夏の防犯パトロールを実施する。夏休みに入り、7月21日、今日、今週の金曜日の3日間と夏休み後半にも3日間実施予定である。

各地域において青少年健全育成の支部長に来ていただき、子どもたちが集まるような場所を中心に、夜間パトロールを行う流れである。1回目、何かたむろしている様子があるということで、警察も来ていただき、一緒に徒歩で見に行ったが、幸い誰もいなかったという経過がある。そういった所も含め、この夏、子どもたちの安全、安心のために防犯パトロールを実施している。

【委員の意見等】

教 育 長 3 学期制の周知について華創で案内したが、それ以降、一般の町民の方、あるいは保護者の方から、この制度を変えること

による意見というのとは何か出てきているか。

学校教育課長 直接は無かった。また、学校からも特段、直接は聞いていない。

松本委員 中1の不登校について、4月、5月、6月と0件であり、すばらしいなと思っている。中学校では授業ごとに先生も変わるし、英語等の新しい教科もある。また、部活動が始まるから上級生との人間関係も小学校と少し変わってくる。加えて、主に2つの小学校から1つの中学校に進学する場合は生徒指導上のトラブルや、不登校が増えたりする傾向を中1ギャップと言われているが、その中で、この6月に、中1の9日以上欠席が0であったというのはすばらしく、非常に感心している。教育委員会の指導、先生方の取り組みが素晴らしいのだと思う。

中谷委員 京都府警察本部との連絡の件について、具体的にはどういう形で、訪問して情報を提供していくのか、あるいは学校に来ていただいて情報提供するものか。事象によっては変わってくると思うが、どうであるか。

総括指導主事 本来ガイドラインがあったが、それによると、連絡については警察の担当者と学校の担当者同士の口頭でのやりとりということで、例えばデータでハードディスクに残す事等、いろんな取り決めがある。今回に関しては、警察の担当者から学校の担当者に口頭で、もしくは面接で聞いて紙に書いたものを情報として保管しておく。保管もきちっとした管理を行う事で、徹底していきたいと考えている。

教育部長 具体的には木津署の生活安全課長と各それぞれの校長先生であるが、実態的には木津署の生活安全課の少年係の担当者と、学校側は校長先生が指定をする職員、例えば教頭先生や生徒指導の先生等、その指定した先生と担当者が行う。それ以外については、一切、情報は共有しないということになる。

ガイドラインによると、1年間たてば警察側と、今度は教育委員会側とでその情報の共有、連絡の内容について検証しなさいということになっているが、具体的にどこまでやれるかはま

だ正式には木津署と調整できておらず、当面はそれぞれの学校と木津署とでやりとりを行い、情報管理については教育委員会としても十分各学校にしっかり管理をしてくださいというお願いをしながら、何か相談事項があればその都度教育委員会としてもその状況、事案について対処していく事になるかと思う。

中 谷 委 員 情報管理を徹底することはとても大事であると思うが、保存期間について、小学校から中学校へ行く際に引き継ぎするのか、小学校は小学校の段階で一応ピリオドを打って、中学校からは新たにするのか。その辺りの詳しいことは決めているのか。

教 育 部 長 この間、情報公開審査会に諮問させていただいた際にもそのような質問がされたが、基本的には例えば中学校3年間であれば、その3年間については保管をするが、その子どもさんが卒業した時点で、校長先生が責任を持って廃棄するという事で答えている。それを例えば高校に情報提供するとか、小学校でもしそういうことがあったとしても、基本的に引き継ぐべきではないはずである。それぞれの学校単位で、卒業した時点で校長の判断で廃棄をしていく。ただし、その情報の提供とは別に、子どもの指導、青少年としての指導という点においては、一定の情報共有、連絡はすべきかもしれないが、この子が何をしたという部分までは情報の共有をすべきではないと考えている。

これについては詳細に決まっていないので、それぞれの教育委員会なりそれぞれの学校での判断、市町村ごとに対応が分かれるかもしれない。ただ、精華町としては今のところ、小学校は小学校単位、中学校は中学校単位のそれぞれにおいて配慮の必要な情報は出さないように考えている。それをしないと、情報共有において、人が増えてしまい、情報漏えいの危険も当然増すことになるので、今のところは学校単位として考えている。

教 育 長 ケース・バイ・ケースのところも出てくるだろう。例えば小学校の卒業直前で問題が起こったというような場合、どうするかということがある。その際にあくまでも子どもの指導という観点だけはしっかり押さえておかないといけないと思う。

教 育 部 長 仮に卒業直前で万引きしたという事案が起こっても、次の中

学校にこの子は万引きしたからねというようなことはまず言えないはずである。十分成長の度合いの中で注意をしてくださいといった情報提供はこれまでもしており、その状況はそのまま継続させていただくが、警察からいただいた情報を共有するという事については、恐らくその趣旨から、法の趣旨も外れていくので、そこはしないという理解を頂ければと思う。

中 谷 委 員

あくまでも健全な子どもたちの成長を促すということが大きな目的でもあるので、いつまでもこうしたから、この子はこんなものですよということではないので、いろんな事情、原因があつてのことだと思つるので、それを取り除く、あるいは環境を整備していくのは我々の教育現場の仕事だと思つた。そういう意味ではあくまでも子どものいわゆる健全な育成の観点で、そういった情報提供を行うにしても、あくまでも指導の中でその子どもたちの良い点を伸ばしていくということに重きを置いていただければ良いかなと思つた。先ほどの精華町のやり方については、私はそれで良いと思つた。

新 司 委 員

問題を起こした子どもの情報管理は慎重に行わなければいけないと思つたが、その子が何故そういうことをしたのか。学校にいる期間、先生たちはその子にどのように関わつてどのようにその子の生活指導をしていくのか、また家庭と協力しながらその子を良くしていくのか、という方が大事だと思つた。そうすればある程度先生達で、学校内でのその子の指導のあり方というのは、ちょっとオープンになってくるのではないかと、その辺りが難しいかなと思つた。

教 育 部 長

仰ることはよく分かるし、実態上、それに近い状況になるかもしれないが、その事案の詳細までは恐らく言うべきではないと考えているので、あくまでも子どもたちの健全育成が目的であるし、そうなると、その子どもがこういう犯罪をしたという事ではなく、その背景を押さえた中で、この子どもにどのように今後の成長の手助けができるかという視点・観点で取り組むべきであるので、何をしたかではなく、今後この子をどういう風にしていこうかと、その視点で情報共有していただく分につ

いてはいいかなと思うが、この子がこれをしたからみんなでこうしようということにはならないと思う。

岡島委員 子ども議会について、クラスでしっかり話し合いをしてきたんだなと感じたり、毎年の華創に掲載されている写真を見ると、堂々と発言している感じに写っており、緊張する中、自分たちでやってきたことを発表できる、しっかりと議会で発言できるというのはすごく自信になるのかなと感じている。今回も傍聴させてもらおうと思うので、どんな風に子どもたちが発言するのかすごく楽しみにしている。これはいい機会であり、これから成長していく中で自信につながるし、ステップにもなると思う。

生涯学習課長 子どもたちは本当に緊張してしまうので、それをできるだけ解消してあげたいのでリハーサルを行った。子どもたちから話を聞く限りでは、真剣に考えるようになるいい機会だったかなと思う。その後も30分、40分ほど担任の先生といろいろ打ち合わせしていた児童もおり、また、先生に打ち合わせしようとして自ら先生に名乗り出た子どももいると聞いている。今までよりも良い子ども議会になればと我々も考えている。

新司委員 私が勤めていた小学校の校長先生が、息子が子ども議会の議員になったと言っただけのものすごく喜んでいて、親御さんにとっても名誉でうれしいことでもある。

生涯学習課長 各クラス代表1人という部分はあるが、やはり子どもたちも学校代表であるという意識もそこで生まれると思うので、その分もあわせて自分が持ち帰ったことをまた学校で生かしていただく取り組みになればと思う。

松本委員 名誉と感じているならば、1日議員バッジか何か大き目のやつを予算を出していただければどうか。

生涯学習課長 議席の札は手づくりであるが、本当の議席の札のように作っており、子どもたちは議場に入ってそれを見てびっくりされていた。そこでも子どもたちが、自分が議会で発言するというイメージになってもらえたかなと思うので、やり方等見ていただき、改善点があれば、意見いただけたらと考えている。

教 育 長 色々改善を加えているが、どうしても子どもは緊張するので、
ぎこちなさがどうしても残る。

松 本 委 員 総括指導主事の報告の中でSSWと言われていたが、スクー
ルソーシャルワーカーのことか。

総括指導主事 そうである。資格としては社会福祉士の資格を持っている。
我々の職員の相談担当者の部会に入っていたり、保護者
と直接話をしていただく事も多くある。専門的な立場から指導
していただくので、非常に学校としては助かっている。精華町
では1校にしか入っておらず、全部を掛け持っていていただい
ての事なので、その辺では大変な部分はあるが、様々な形で
職員との連携、それから他機関との連携ということで、橋渡し
役をしていただいている。

(5) 後援関係

6月から7月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数12件、
学校教育課関係は1件、生涯学習課関係が11件、うち社会教育係関係が
10件、図書係は0件、社会体育係関係は1件。

(6) 8月の行事予定

(7) 閉会

教育長が第7回教育委員会の閉会を宣言。